

## 育成者権のポイント、自家増殖と登録品種の表示について

～改正種苗法の概説と九州・沖縄地域における活用事例～

【主催】 弁護士知財ネット 九州・沖縄地域会、九州農政局

【共催】 弁護士知財ネット

【開催日時】 2022年1月28日(金) 14時00分から16時30分

【開催場所】 熊本地方合同庁舎A棟1階共用会議室

(〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1)

※新型コロナウイルス感染状況により開催延期の可能性があります。

※会場の駐車場はご利用できませんので、公共の交通機関もしくは民間駐車場をご利用下さい。

【費用】 無料

【定員】 50名

※事前申込が必要です(締切：1月24日(月))。

【参加対象者】 農業関係者・団体、行政機関、弁護士、弁理士等

令和2年に種苗法が改正され、令和4年4月1日から登録品種を自家増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となります。その改正事項は一般の農業者の事業にも影響を与えるものとなっております。

そこで、本セミナーでは、種苗法に造詣が深く、「農林水産関係知財の法律相談」の執筆において種苗法チームの座長を務められた松本好史弁護士より、改正種苗法が現実に農業者に与える影響について現場での実務上の経験も踏まえ、講演頂くこととしました。

加えて、農林水産省知的財産課種苗室担当者より法改正の概要についての説明及び当地域会会員より九州・沖縄地域会における育成者権の活用事例についての報告もいたします。

本企画は令和2年度改正種苗法について理解を深めるまたとない機会ですので、是非ご参加下さい。

【開催次第】

第1部 14時5分～14時45分（質疑含む）

演題： 改正種苗法について

講師： 農林水産省知的財産課種苗室担当者

内容： 種苗法改正の概要についてご説明いたします。

第2部 14時45分～15時45分（質疑含む）

演題： 自家増殖と登録品種の表示について

講師： 弁護士 松本 好史 氏

内容： 「農林水産関係知財の法律相談」の執筆において種苗法チームの座長を務められた松本好史弁護士より、令和2年度改正種苗法が現実に農業者に与える影響について現場での実務上の経験も踏まえ、実践的なご説明を頂きます。

第3部 15時55分～16時25分（質疑含む）

演題： 育成者権の活用事例

講師： 弁護士知財ネット会員

内容： 九州・沖縄地域会における育成者権の活用事例をご報告します。

【その他留意事項】

- ・感染症拡大防止のため、必ずマスク着用のうえ、手洗い・消毒の徹底をお願い致します。
- ・庁舎入口で検温（自動）を行い、37.5℃以上の方、体調のすぐれない方は参加をご遠慮ください。
- ・敷地内は禁煙です。ご協力をお願い致します。

【お問い合わせ先】

弁護士知財ネット九州・沖縄地域会 事務局（担当：森）

電話：092-761-2221 （田邊法律事務所内）

---

【参加申込書】

返信先 FAX : 092-761-2222

Email : tnb-law@h6.dion.ne.jp

参加者氏名 \_\_\_\_\_  
所属（会社名） \_\_\_\_\_  
連絡先（電話・FAX） \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

★新型コロナウイルス感染状況により開催延期となる場合、あらためてご案内いたしますので、FAX 番号またはメールアドレスの記載をお願いします。